

重層的支援体制整備事業への移行について

1 重層的支援体制整備事業について

地域共生社会の実現に向けた取組の一環として、令和3年4月施行の改正社会福祉法において「重層的支援体制整備事業」が新設された。これまでの介護、障害、子ども、生活困窮等の相談支援の取組を活かしつつ、地域住民の複雑・複合化した支援ニーズに対応するために、「包括的相談支援」「参加支援」「地域づくり支援」を一体的に実施する体制を整備するもので、本市では令和4年度からの移行に向け準備を進めている。

I 包括的相談支援

■属性や世代を問わず、世帯を取り巻く問題を包括的に受け止める相談支援

総合福祉会館

- (新) **多機関協働事業**：一体的実施の全体調整を行う機能
 (新) **アウトリーチ等を通じた継続的支援**：支援方針決定のための情報収集
 (新) **支援会議**：支援関係者による情報と支援方針の共有（守秘義務あり）
 (新) **重層的支援会議**：本人同意のもと、多機関による支援プランの作成、評価

II (新) 参加支援

■狭間のニーズに対応する
つながりや居場所

III 地域づくり支援

■介護、障害、子ども、困窮の地域づくり事業の連携
■住民同士が出会い、参加することのできる場や居場所

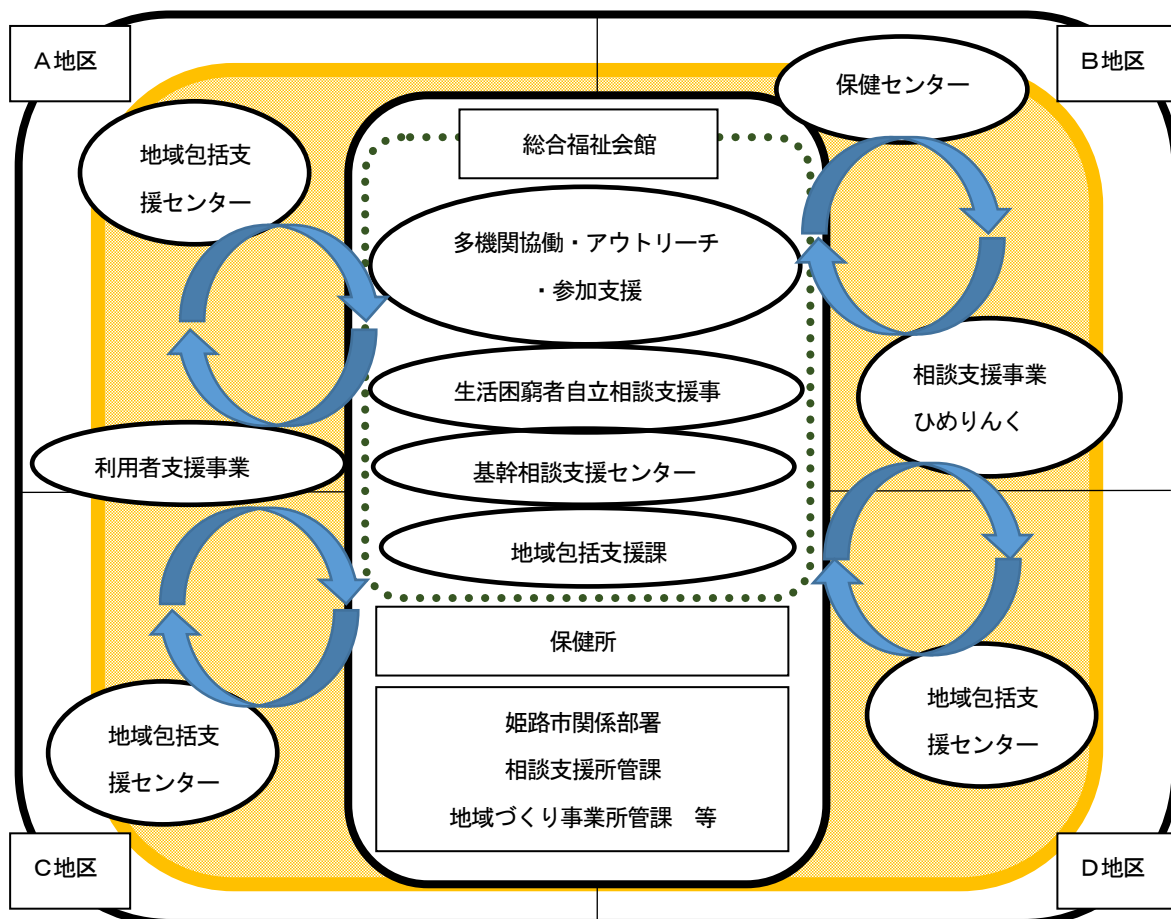
【本市における移行対象の事業（一括交付金対象事業）】

	事業名（現在実施しているもの）	支援の対象	拠点数
I 包括的相談支援	地域包括支援センター	高齢者（65歳以上）等	直営：1 委託等：23
	基幹相談支援センター等機能強化事業	障害のある方	委託等：6
	利用者支援事業	子育て中の保護者	直営：7
	生活困窮者自立相談支援事業	生活困窮者等	委託等：3
III 地域づくり支援	地域介護予防活動支援事業	高齢者（65歳以上）等	—
	生活支援体制整備事業	高齢者（65歳以上）等	—
	地域活動支援センター機能強化事業	障害のある方	委託等：7
	地域子育て支援拠点事業	乳幼児及びその保護者	直営：11 委託等：17
多機関協働 等	総合福祉会館での移行準備事業	—	直営：1

2 包括的な相談支援体制について

包括的相談支援事業は、従来、高齢者、障害者、子ども、生活困窮者等の分野ごとに行なわれていた相談支援を、相談者や世帯の属性に関わらず包括的に行うもの。

本市では、既存の相談支援窓口等の体制は維持しつつ、それぞれの窓口等の連携により、相談者やその世帯の抱える課題を幅広く受け止め、必要に応じて他の窓口等につなげるなど、窓口間の連携による包括的な支援を行う体制づくりを進める。



3 事業実施プログラムの策定について（令和4年3月）

事業を適切に実施するため、支援関係者間における地域での相談窓口等の資源や、連携の方法を共有するための事業実施プログラムを策定する。

事業実施プログラムは、各分野計画の理念と整合性を保ち、支援関係者が共通して取り組む実施体制に特化した内容とし、事業の移行後も社会の変化に応じて随時見直しを行う。

《実施プログラムの位置づけ》

